

適正な運賃・料金の収受 燃料サーチャージへの ご理解をお願いいたします

24時間365日、国民生活を支えるため、日夜走り続けるトラックドライバーは、全産業平均より2割長い労働時間、1〜2割少ない賃金のため、新しい担い手が集まりません！
トラックドライバーの労働環境改善が必要です！
各社知恵を絞り何とかやり繰りして必死に事業継続をしていますがもう限界です！

燃料価格の高騰に、76%が20両未満の小規模事業者の集まりであるトラック業界は、運賃・料金の値上げのための交渉さえできないこともあります！

いくら荷物を運んでも赤字では、事業を継続できません。トラック事業者が減少すると、輸送の円滑な状態は維持もできません。
輸送が滞る日常を考えてみてください。
コンビニ、スーパーに食品が無い！地方の農産品、水産品が都会に届かない！日本経済がとまってしまおうでしょう！

燃料価格
高騰

2023年4月から
月60時間超
割増賃金率50%への
引き上げの対応

2024年問題
時間外労働の上限規制
960時間への対応

国内輸送の92%を担うトラック輸送はいま最大の危機！
各社の事業継続につながる問題です

安定的な輸送を確保するためには 標準的な運賃と燃料サーチャージ等 適正な運賃・料金の収受が必要です



燃料サーチャージとは

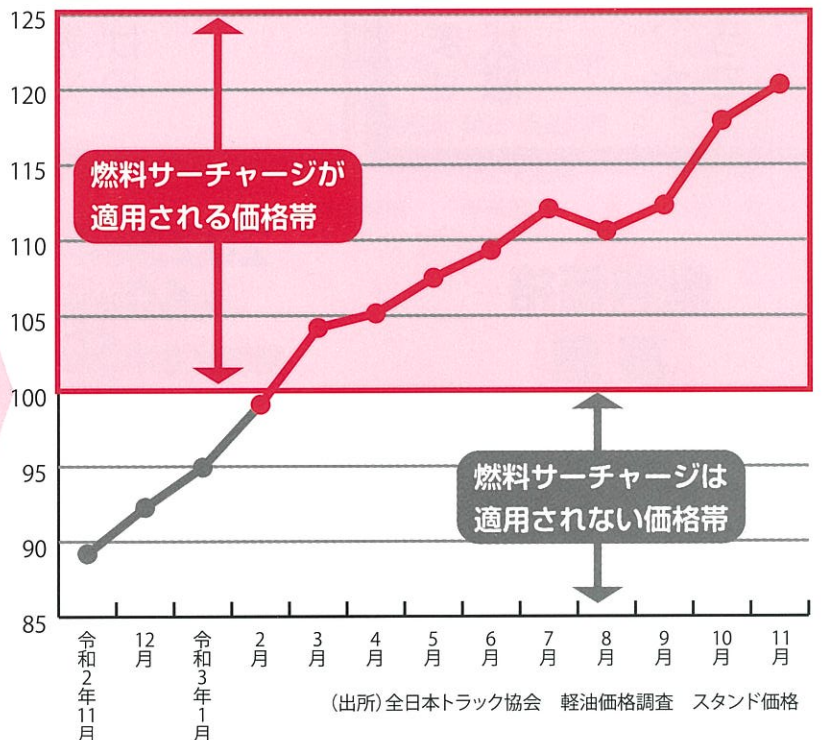
燃料サーチャージとは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

「標準的な運賃」の詳細は、こちらをご確認ください。



軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方

単位円/ℓ



「標準的な運賃」では、
軽油の基準価格は100円/ℓ
に設定されており、それを上回ると
燃料サーチャージが必要となります。

燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、**貨物自動車運送事業法による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象**になります。

燃料費の上昇を踏まえた
運賃・料金の見直しの協議を
拒んでいませんか？

燃料サーチャージの導入要請が
あったにもかかわらず、
協議を拒んでいませんか？



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直しましょう。

標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

前提
条件

- ・ 走行距離：1,100km（東京～福岡間）〈標準的な運賃 316,590 円〉
- ・ 燃 費：3.3km/ℓ
- ・ 燃料価格上昇額を仮に 20 円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額 17.5 円（※）

計算式

$$\begin{aligned} & \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)} \\ = & \mathbf{1,100 \text{ (km)}} \div \mathbf{3.3 \text{ (km/ℓ)}} \times \mathbf{17.5 \text{ (円/ℓ)}} = \mathbf{5,834 \text{ 円}} \\ & \text{(標準的な運賃の約 2\%)} \end{aligned}$$

※注 標準的な運賃の通達では、基準価格 100 円～105 円は「算出上の燃料価格上昇額」が 2.5 円とされています。以降価格が 5 円上昇することにより「算出上の燃料価格上昇額」も 5 円上昇するよう規定されています。そのため、20 円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は 17.5 円となります。

国土交通省

「燃料サーチャージガイドライン」



国土交通省

「標準的な運賃 燃料サーチャージについて」



I 距離制運賃

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する 金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

II 時間制運賃

(単位:円)

	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎 額	8 時間制 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km			
	35,710	42,130	53,700	67,370
基礎 額	4 時間制 基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km			
	21,430	25,280	32,220	40,420
加算 額	基礎走行キロを超える場合は 10kmを増すごとに			
	280	340	510	710
加算 額	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増 すごとに (4時間制の場合であって、午前 から午後にわたる場合は、正午から起算し た時間により加算額を計算する。)			
	3,430	3,590	3,850	4,550

III 運賃割増率

【特殊車両割増】 冷蔵車・冷凍車 2割

【休日割増】 日曜祝祭日に運送した距離に限る 2割

【深夜・早朝割増】 午後10時から午前5時
までに運送した距離 2割

IV 待機時間料

30分を超える場合において30分までごとに発生する金額
小型車 中型車 大型車 トレーラー
(2tクラス)(4tクラス)(10tクラス)(20tクラス)
1,670円 1,750円 1,870円 2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った
場合には、運賃とは別に料金として收受VI 実費 有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用
が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ 別に定めるところにより收受

VIII その他 この告示に定めるもののほか、この告示の
施行に関し必要な事項は、別に定める。

3. ホワイト物流推進運動にご参加下さい

国土交通省では、荷主様企業とトラック運送事業者が相互に協力して物流の改善を図るため「ホワイト物流推進運動」を展開しています。

トラック輸送の生産性向上と物流の効率化を進め、働きやすい労働環境を実現するためにはトラック運送事業者だけでは解決できない課題もございます。

効率的な輸送の実現へ向け 発荷主様・着荷主様にもご協力いただき、ホワイト物流の推進をお願いします。労働時間のルールが守れないような輸送依頼や、長時間の荷待ち待機、契約に定めのない附帯業務などを現場で生じさせない取り組みにもご協力をお願い申し上げます。